

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する証)	認定証をお持ちの方	必要ありません。	保健福祉課高齢福祉係
犬の飼い主の住所(飼い犬の鑑札)	犬を飼われている方	必要ありません。	保健福祉課健康福祉係
騒音・振動の特定施設の届出	届出をされている方		
墓地等経営許可証	許可証をお持ちの方		
交通災害共済	交通災害共済に加入されている方	必要ありません。	総務課庶務係
郵便等投票証明書	証明書をお持ちの方	必要ありません。	選挙管理委員会事務局
道路占用許可証(町道)	許可証をお持ちの方	必要ありません。	建設課施設整備係
公共用財産使用許可証			
下水道事業受益者の住所	下水道事業の受益者の方	必要ありません。	建設課下水道係
下水道使用者の住所	下水道を使用されている方		
下水道排水設備指定工事店証	指定を受けている工事店		
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書	左記の標識及び証明書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	税務課資産税係
納税通知書	納税通知をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 ※お持ちの納税通知書で納税してください。	税務課住民税係・資産税係
法人町民税に係る法人等の所在地の届出	左記の届出をされている法人等	住所変更の手続きは必要ありません。	税務課住民税係
町・県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	左記の届出をされている特別徴収義務者		
町税・介護保険料・保育料・上下水道使用料等の口座振替	口座振替登録されている方	必要ありません。	【町税・介護保険料】 税務課住民税係 【保育料】 保健福祉課健康福祉係 【上下水道使用料】 水道課管理係

【県関係】

項目	該当者	手続き方法等	問い合わせ先
県道の占用許可	許可をうけている方	住所変更の手続きは必要ありませんが、更新申請時には、新住所で申請してください。	新津土木事務所 庶務課行政係 ☎0250-24-9662
県の管理する河川の占用許可			
公共用財産使用許可			
特定疾患医療受給者証	左記の届出をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	平成17年3月20日までは 新津健康福祉環境事務所 地域保健課 ☎0250-22-5174 平成17年3月21日からは 小須戸支所保健福祉課保健指導係 ☎0250-38-3111(代)
理容所に係る届出	左記の届出済証や許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	平成17年3月20日までは 新津健康福祉環境事務所 生活衛生課 ☎0250-22-5175 平成17年3月21日からは 新潟市保健所環境衛生課 ☎025-228-1000(代) または、新潟市保健所新津分室
美容所に係る届出			
クリーニング業に係る届出			
環境衛生営業許可(旅館業、公衆浴場、興業場)			
食品の営業許可(食品衛生法、新潟県食品衛生条例による許可)	左記の許可書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	平成17年3月20日までは 新津健康福祉環境事務所 生活衛生課 ☎0250-22-5175 平成17年3月21日からは 新潟市保健所食品衛生課 ☎025-228-1000(代) または、新潟市保健所新津分室
食品衛生法・JAS法に基づく食品等の表示(製造者、販売者等の住所)	食品の製造や販売を行っている方	合併日以降に製造販売されるものは、新市の住所で表示してください。 (※合併による経過措置は設けられていません。)	【食品衛生法関係】 平成17年3月20日までは 新津健康福祉環境事務所 生活衛生課 ☎0250-22-5175 平成17年3月21日からは 新潟市保健所食品衛生課 ☎025-228-1000(代) 【JAS法関係】 新津農業振興事務所 企画振興課 ☎0250-24-7267
薬局・医薬品販売業等に係る変更届、許可証	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に書きかえを行います。	新潟県福祉保健部 医薬国保課業務係 ☎025-285-5511(代)
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売業の許可	左記の許可等を受けている方		
毒物劇物販売業登録	左記の登録をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課 ☎025-280-5161
毒物劇物製造・輸入業登録	左記の登録をされている方		
浄化槽保守点検業者の登録 廃棄物再生事業者の登録	左記の登録をされている方		
産業廃棄物処理施設の許可	左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは、変更届出書を提出してください。	新潟県農林水産部畜産課家畜衛生係 ☎025-280-5308
産業廃棄物処理業の許可	左記の許可を受けている方		
動物用医薬品販売業許可証(一般・特例・業種商)	左記の許可証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	